

阿市教第3561号

令和2年3月3日

各中学校長 様

阿蘇市教育長 阿南 誠一郎

(公印省略)

令和2年度(2020年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜における新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置について(通知)このことについて、熊本県教育長から別添写しのとおり通知がありました。つきましては、別添通知を確認いただくとともに、適切に対応願います。

問い合わせ先

阿蘇市教育委員会

教育部教育課学務係

担当：山崎

電話：0967-22-3229

FAX：0967-22-5205

Mail：hiroki-y@city.aso.lg.jp



教特第650号

令和2年(2020年)3月3日

熊本大学教育学部長  
熊本市教育長  
各市町村教育委員会  
指導事務主管課長  
熊本県総務部長  
本庁各課長  
各教育事務所長  
県立教育センター所長  
各県立学校長

} 様

熊本県教育長 古閑 陽一

令和2年度(2020年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜における新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置について(通知)

令和2年度(2020年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜における新型コロナウイルス感染症感染者等に対する対応については令和2年(2020年)2月28日付け教特第638号にて通知したところですが、新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置について、別添のとおり通知します。

つきましては、熊本大学教育学部長及び熊本県総務部長にあつては貴所管の中学校長(特別支援学校を含む。)に、熊本市教育長にあつては貴管下の中学校長及び高等学校長並びに特別支援学校長に、各市町村教育委員会指導事務主管課長にあつては貴管下の中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長に周知願います。

なお、臨時休業中も特別支援学校と中学校等との連絡や、中学校等と受検生との連絡が十分に行われますよう併せてお願いします。

おつて、入学者選抜についての通知は、関係機関への通知文のほか、熊本県教育委員会のホームページでも随時行っていることを受検生に周知するとともに、閲覧できない生徒へは適宜情報提供を行われますよう重ねてお願いいたします。

【問合せ先】

連絡先：熊本県教育庁教育指導局  
特別支援教育課

担当者：竹永 真也

電話：096-333-2683

メール：takenaga-s@pref.kumamoto.lg.jp

別添

## 令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置

新型コロナウイルス感染症感染者等が、検査当日に欠席となる場合、「令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項 II 特別支援学校高等部等入学者選抜要項 1 1 検査（5）その他」に基づき、下記のように特別措置を講じることとする。

### 記

#### 1 対象

次の（1）～（5）のいずれかに該当する者で、特別措置による受検を希望する者

- (1) 令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜に出願したが、新型コロナウイルス感染症患者と診断され、選抜検査当日が就業制限の期間内にある者
- (2) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- (3) 令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜に出願したが、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として、選抜検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者
- (4) 「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」に基づき、 $37.5^{\circ}\text{C}$ 以上の発熱等の症状がある者もしくは同居者に感染者がある者
- (5) 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があつたりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

#### 2 特別措置の内容

検査は行わず、出願者の出身学校から提出された調査書等の書類を資料として、各特別支援学校高等部等の教育に対する適性について判定し、選抜を行う。

#### 3 手続き等

##### (1) 手続き

ア 令和2年（2020年）3月に中学校（義務教育学校、特別支援学校中学部を含む。以下、同じ。）を卒業見込みの者

(ア) 中学校の校長は、出願先の県立特別支援学校長に対し、速やかに連絡を行うとともに「特別措置願（別紙）」を申請期間に提出する。

(イ) 出願先の県立特別支援学校長は、承認の判断を在籍中学校の校長に伝えるとともに、承認の場合は特別措置を行う。

(ウ) 検査日当日に、特別措置の対象となった場合、中学校の校長は、受検者の状況を確認し、速やかに出願先の県立特別支援学校長に対して連絡を行い、申請期間までに「特別措置願（別紙）」を提出する。

イ 平成31年（2019年）3月以前に中学校を卒業した者

（ア）出願者もしくはその保護者等が、直接、出願先の県立特別支援学校に連絡するとともに、「特別措置願（別紙）」を提出する。その際、「特別措置願（別紙）」の中学校長証明欄への記載は不要とする。

（イ）出願先の県立特別支援学校長は、承認の判断を出願者もしくはその保護者等に伝えるとともに、承認の場合は特別措置を行う。

（2）申請期間

令和2年（2020年）3月5日（木）から3月13日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

#### 4 合格発表

令和2年（2020年）3月17日（火）に、特別措置対象以外の生徒と一緒に行うものとする。

#### 5 その他

二次募集（3月25日）における取扱い

特別措置により当日の検査を欠席した者であっても、二次募集の出願資格の一つである、いずれかの学校を受検した者と見なすものとする。